

平成 19 年 6 月 20 日

建築確認申請者・計画通知通知者 各位

神戸市都市計画総局  
建築指導部建築安全課

建築確認申請・計画通知にかかる事前審査について

平素は神戸市の建築指導行政にご協力を賜り、ありがとうございます。

平成 19 年 6 月 20 日の改正建築基準法の施行に伴い、構造計算適合性判定制度の導入や建築基準法施行規則の改正により以前に比べ提出書類が増えるとともに、建築基準法第 18 条の 3 の規定により定められた「確認検査等に関する指針」により、厳格な確認審査制度での運用が始まります。

神戸市では改正法への円滑な移行と適切な運用を図るため、6 月 20 日より当面の間、原則として建築指導部での受付の前に事前審査（意匠、構造及び建築設備に関する事項について「建築確認等に関する指針」に基づき審査。ただし、構造計算適合性判定及び令第 9 条に定める建築基準関係規定に係る部分の審査は除きます）を行います。（願い出者の求めに応じて実施するものであり、手続きを義務化するものではありません。）したがって先に提出いただきました確認申請等は、現時点では受付していませんが、前述の主旨をご理解いただいた方は同封している事前審査願を速やかに添付していただきますよう、よろしく願います。なお、事前審査期間は建築基準法第 6 条第 4 項に規定する審査期間には含まれませんのでご留意下さい。

なお、事前審査を希望されず、建築確認の受付をご希望される方は速やかにお申し出てください。（なお受付以降は軽微な事項を除く図面の訂正及び差し替えができませんのでご了承ください）

建築安全課安全係

Tel:322-5620 Fax:322-6116

## 建 築 確 認 事 前 審 査 願

建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請の受付前に建築確認事前審査（構造計算適合性判定及び建築基準法施行令第 9 条に定める建築基準関係規定に係る部分を除く。）をお願いします。

神戸市建築主事 様

平成 年 月 日

願出者（建築主・代理者等）

（住所）

（氏名）

敷地の地名地番

神戸市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

代理者

【資格】( \_\_\_\_\_ )建築士( \_\_\_\_\_ )登録 第 \_\_\_\_\_ 号

【氏名】

【建築士事務所名】

【電話】

【FAX】

### 留意事項

この事前審査は、建築基準法第 18 条の 3 の規定により定められた「建築確認等に関する指針」による建築確認への円滑な移行するための措置として実施するものであり、この結果を総合的に判断し、建築主が自らの責任のもと、建築申請書を作成の上、建築主事等の確認を受けてください。